

(5) - 1 県融資制度 (中小企業セーフティネット資金)

2. 予算措置状況 平成29年度 280,000千円 (平成28年度 280,000千円)

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている中小企業者を支援するため、業況の悪化、取引先の倒産等により資金繰りが厳しくなっている中小企業者等を対象に、金融機関と協調して運転・設備資金 (一部対象は運転資金のみ) を融資する。

<事業スキーム>

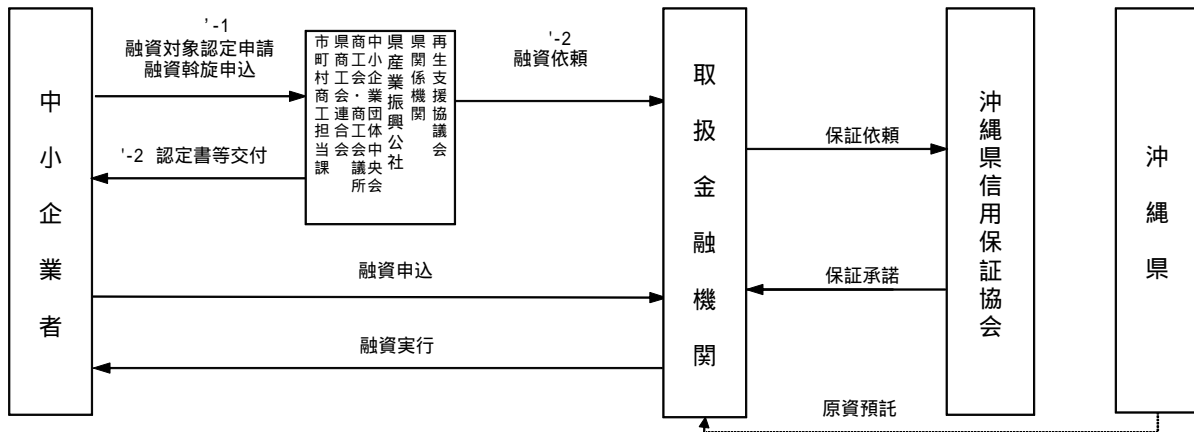


図 県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成28年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(H15)からの累計
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
件数 (件)		7	10	10	671
金額 (千円)		34,200	122,200	158,500	6,611,450

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平成29年度における改善点・強化のポイント

- ・金利引き下げ (知事認定災害1.50%→1.10% SN4号災害1.50%→1.00%)
- ・保証料率引き下げ (1.00%以内→0.80%以内 災害貸付は事業者負担0.00%に引き下げ)

7. 今後の事業展開の方向性

現在は当該資金の利用実績が一段落しているが、不測の事態に備えるため、引き続き必要な融資枠の確保に努めるとともに、災害時のセーフティネットの強化を図る。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

当該資金は、国の「セーフティネット保証」の適用要件を満たす事業者が多く活用している。国の要件を満たさない場合の支援策につき、随時制度の見直しを行う。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp

(5) - 2 県融資制度（中小企業再生支援資金）

2. 予算措置状況 平成29年度 298,280千円 （平成28年度 138,000千円）

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

中小企業の再生を図るため、沖縄県中小企業再生支援協議会等の支援を受け再生計画を策定した中小企業者、協同組合等を対象に、金融機関と協調して運転・設備資金（借換も可）を融資する。

＜事業スキーム＞

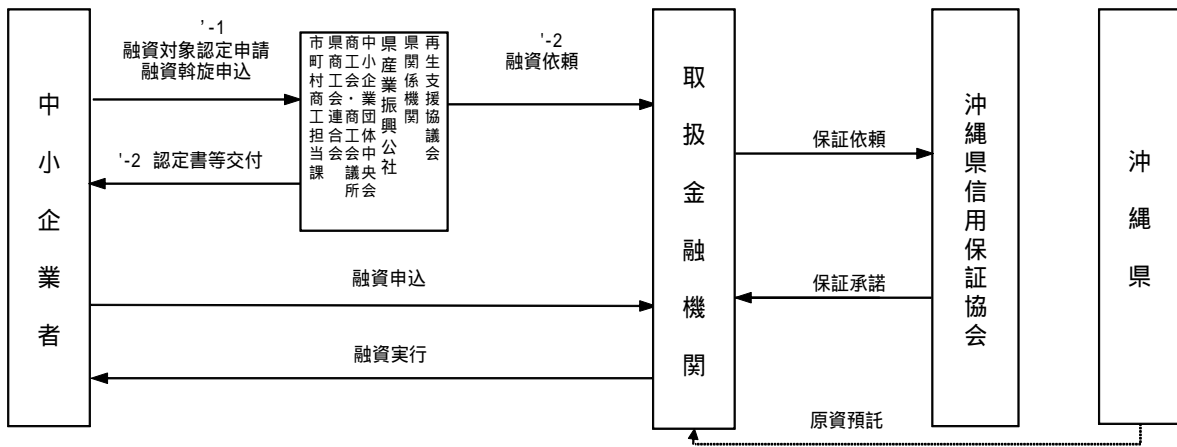


図 県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成28年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(H17)からの累計
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
件数(件)		1	21	36	95
金額(千円)		20,000	741,999	1,378,170	3,535,969

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平成29年度における改善点・強化のポイント

現行通り、制度を運用していく。

7. 今後の事業展開の方向性

当該資金は、国の特別保証（経営改善サポート保証）を活用しており、保証料率の軽減や借換を可能とするなど事業者にとってのメリットも大きい。事業者の負担軽減に加え融資実行後のモニタリングも実施。今後も継続して運用する。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班
 TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp

(5) - 3 県融資制度（新事業分野進出資金）

2. 予算措置状況 平成29年度 80,000千円 （平成28年度 50,000千円）

3. 事業の概要

(1) 目的

中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与する。

(2) 内容

中小企業の事業転換及び多角化を図るため、事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者、協同組合等を対象に、金融機関と協調して運転・設備資金を融資する。

<事業スキーム>

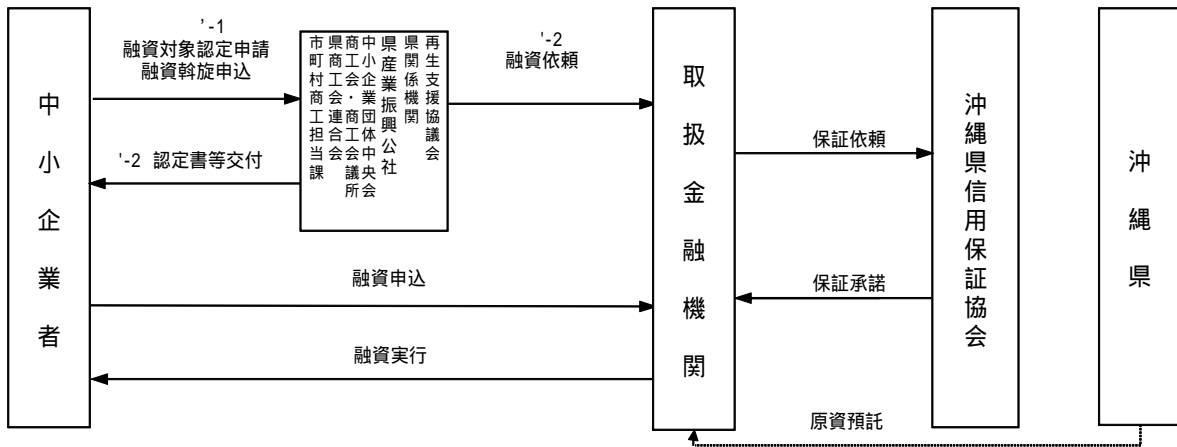


図 県融資制度の一般的なスキーム

4. 平成28年度の実施状況

項目	年度	過去3年間			開始年度(H20)からの累計
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
件数 (件)		3	3	7	60
金額 (千円)		26,600	11,500	102,800	697,220

5. 推進上の留意点

引き続き、周知強化に努めていきたい。

6. 平成29年度における改善点・強化のポイント

保証料率引き下げ (0.95%以内→0.75%以内)

7. 今後の事業展開の方向性

当該資金及び利子補給制度の周知に努め、利用促進を図りたい。

8. 当該施策に係る国・関係団体の動向について

平成26年6月から施行された小規模企業振興基本法において、第二創業の促進が基本的施策として掲げられている。当該資金は、新事業分野への進出又は多角化に取り組む事業者に対し、低利での融資を行うものであり、同法の主旨に沿った施策展開が可能となる。

【問い合わせ先】 中小企業支援課 金融班

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp